

## 定置漁業権の免許をすべき者の審査基準

令和5年9月8日付け水振第475号  
岩手県農林水産部水産振興課総括課長通知

### 第1 目的

この審査基準は、令和5年度における定置漁業権免許の一斉切替えに当たり、漁業法（以下「法」という。）第73条第2項第2号に掲げる場合において、免許をすべき者を決定するための基準をあらかじめ示すことを目的とする。

### 第2 定置漁業権における審査基準

定置漁業権における法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」については、次の(1)から(3)に掲げるほか、地域の漁業者との調和的発展、地元の水産物流通・加工業者との良好な関係構築、地元魚市場への貢献など、地域の水産業の発展に寄与する具体的な取組が計画されており、実現が可能であると見込めるか等について、漁業免許申請書に添付の事業計画書(別紙様式)により岩手県農林水産部水産振興課において審査し、最も優れた者に対し別表の右欄に掲げる点数を加点し、その合計値により免許をすべき者を決定する。

#### (1) 漁業生産の維持・増大

- ・ 操業は客観的な根拠により計画されており、免許の存続期間における安定的な操業が可能であると見込めるか。
- ・ 漁獲対象魚種の資源管理や資源増殖の取組が見込めるか。
- ・ 漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するための対策が講じられており、免許の存続期間における良好な漁場環境の維持が可能であると見込めるか。
- ・ その他、漁業生産の維持・増大に繋がる具体的な取組が見込めるか。

#### (2) 漁業所得の向上

- ・ 漁獲物の衛生管理、品質や評価を向上させるための具体的な取組が検討されており、実現が可能であると見込めるか。
- ・ その他、漁業所得の向上に繋がる具体的な取組が見込めるか。

#### (3) 就業機会の確保

- ・ 従事者の雇用計画において、地域における就業機会の向上に寄与しており、その賃金が確実に支払われると見込めるか。
- ・ その他、就業機会の確保に繋がる具体的な取組が見込めるか。

## 別表

審査項目	審査の視点	点数
漁業生産の維持・増大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操業は客観的な根拠により計画されており、免許の存続期間における安定的な操業が可能であると見込めるか。</li> <li>・ 漁獲対象魚種の資源管理や資源増殖の取組が見込めるか。</li> <li>・ 漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するための対策が講じられており、免許の存続期間における良好な漁場環境の維持が可能であると見込めるか。</li> <li>・ その他、漁業生産の維持・増大に繋がる具体的な取組が見込めるか。</li> </ul>	10点
漁業所得の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁獲物の衛生管理、品質や評価を向上させるための具体的な取組が検討されており、実現が可能であると見込めるか。</li> <li>・ その他、漁業所得の向上に繋がる具体的な取組が見込めるか。</li> </ul>	10点
就業機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従事者の雇用計画において、地域における就業機会の向上に寄与しており、その賃金が確実に支払われると見込めるか。</li> <li>・ その他、就業機会の確保に繋がる具体的な取組が見込めるか。</li> </ul>	10点
その他の取組計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の漁業者との調和的発展が見込めるか。</li> </ul>	5点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元の水産物流通・加工業者との良好な関係構築が見込めるか。</li> </ul>	5点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元魚市場への貢献が見込めるか。</li> </ul>	5点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他</li> </ul>	5点